

新型コロナウイルス感染症にかかる共済金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）では、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の分類が5類感染症に位置づけられたことを受け、同疾患に対する各種取扱いを以下のとおり見直します。

1. みなし入院について

令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要な状態にも関わらず、病床の逼迫等の事情により入院することができず、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされた場合も、「入院」と同等に取り扱う特別取扱い（みなし入院）を実施しております。

また、令和4年9月26日以降は、全国一律に新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の対象範囲が限定されたことを受け、同日以降を診断日とするみなし入院のお支払い対象者を「重症化リスクの高い方」として、取扱いを継続しております。

今般、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更され、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、感染症法上の入院勧告・措置等の対象でなくなったことを受け、本特別取扱いのお支払い範囲を以下のとおりといたします。

なお、令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、以下のお支払いの対象となる方については、同年5月8日以降であっても引き続きご請求いただけますのでご安心ください。

また、医療機関に入院している場合は、診断日に関わらず、ご契約の内容によりお支払いの対象となります。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲※1

ケース		診断日※2		
		令和4年9月25日以前	令和4年9月26日以前 令和5年5月7日以前	令和5年5月8日以降
入院された場合		○ お支払い対象※3	○ お支払い対象※3	○ お支払い対象※3
宿泊・自宅療養された場合 (みなし入院)	重症化リスクの高い方※4	○ お支払い対象※3	○ お支払い対象※3	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象※3	× お支払い対象外	× お支払い対象外

※1 共済金のお支払いは、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

※2 検査日ではなく、診断日での判断となります。

※3 請求日に関わらずお支払い対象となります。

※4 重症化リスクの高い方とは以下の方となります。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠中の方

＜みなし入院のご請求にあたって＞

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、令和 5 年 5 月 7 日までに発生届が行われ、入力されている場合、同年 9 月末まで同機能の利用が可能であると公表されています。

同年 10 月以降も所定の代替書類等でのご請求は可能ですが、「My HER-SYS 画面での療養証明」にてご請求される場合はお早めにご請求いただくよう、ご案内申し上げます。

2. 約款に定める「特定感染症」について

災害や特定感染症による死亡または所定の第 1 級後遺障害の状態を保障する仕組み（災害給付特約等）において、これまで、新型コロナウイルス感染症を約款に定める「特定感染症」としてお支払い対象としてまいりましたが、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更されたため、新型コロナウイルス感染症は約款に定める「特定感染症」に該当しなくなります。

そのため、令和 5 年 5 月 8 日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合、災害給付特約等のお支払い対象とはならず、疾病での保障対象となります。

3. お問い合わせについて

上記内容に関するお問い合わせについては、下記にて承ります。

なお、個別のご契約内容（共済金の支払いに関する事項等）については、ご契約先の JA へお問い合わせください。

【JA 共済相談受付センター】

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前 9 時から午後 6 時（月曜日～金曜日※）

午前 9 時から午後 5 時（土曜日※）

※祝日を除きます。

JA・JA 共済連は、皆さまのお役に立てるよう、引き続き取り組んでまいります。

以 上